公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2024年12月4日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:中央アジア・コーカサス地域 カスピ海ルートの価値向上(グリーン化)に向けた政策策定能力強化(国別研修)
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称: <u>中央アジア・コーカサス地域 カスピ海ルートの価値向上(グリ</u>ーン化)に向けた政策策定能力強化(国別研修)

調達管理番号: <u>24a00802</u>

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託 先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の 提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利 な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資 料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月4日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:中央アジア・コーカサス地域 カスピ海ルートの価値向上(グリーン化)に向けた政策策定能力強化(国別研修)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。ただし、契約で規定される 主たる業務(役務)が国内で実施(提供)される本邦研修ですので、消費税課 税取引とし、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全 費目課税)

(4) 契約履行期間(予定):2025年2月 ~ 2026年3月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の6%を限度とする。

(6) 部分払いの設定1

本契約については、部分払いを想定しませんが、契約交渉時に確認します。

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

Nº	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2024年12月10日まで
2	企画競争説明書に対する	2024年12月11日12時まで
	質問	
3	質問への回答	2024年12月16日まで
4	本見積書及び別見積書、	2024年12月20日12時まで
	プロポーザル等の提出期	
	限日	
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年1月7日まで
7	技術評価説明の申込日	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起
	(順位が第1位の者を除	算して7営業日まで
	<)	(申込先:
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)
		※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024 年 10 月追記版)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除 特定の排除者はありません。
- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者と

します。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規 定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求め ません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9 C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5% AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf 提供資料:

・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2. (3)参照
 - 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/DGuNPTR5Bs
- 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
 - (2) 質問への回答
- 上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9 C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5% AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書
 - 電子データ(PDF)での提出とします。
 - ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。 本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社_見積書(または別見積書)」としてください。
 - ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ④ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
 - ⑤ 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- (3)提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (https://partner.jica.go.jp/) (ただし、パスワードを除く)

- (4) 提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下について、加点・斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書IIとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。

第1条 業務の背景

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略を受けて、中央アジア・コーカサス地域から欧州への陸上輸送路として重要であったロシア経由ルートは、欧米諸国による対ロシア経済制裁等により不安定となっている。もう一つの陸上輸送路であるイラン経由ルートも、制裁や地域情勢に起因する不安定化リスクがある。また、コロナ禍終息以降の輸送の需給逼迫や、スエズ運河での事故や紅海における治安情勢の悪化を受け、海上輸送も不安定さを増している。このため、中央アジア・コーカサス諸国及び欧州間を連結する新たな物流路の開拓の必要性が高まっている。

かかる状況において、中央アジアからカスピ海を経由し、アゼルバイジャン及びジョージアに至り、さらに黒海やトルコへと連結するカスピ海ルート(中央回廊と呼称されることもある)は、ロシア経由ルートの代替として注目されている。

他方、同ルートは鉄道による一貫輸送が可能なロシア経由ルートと比較して、カスピ海を渡る際に鉄道または車両から船舶への貨物の積み替えが必要であること、また通過する国の数が多いこと等から、輸送コストが高く、所要日数も長い。このため、ロシア経由ルートでの物流が不安定ながらも機能している状況においては、カスピ海ルートの競争力強化が急務となっている。なお、本邦物流事業者に対するアンケート結果によれば、日本と欧州を結ぶ物流においても、コスト、リードタイム、輸送品質、カントリーリスク、基本的情報の欠如等が理由で、カスピ海ルートの利用は進んでいない(2023年5月、国土交通省「国際物流の多元化・強靱化に向けた調査事業」による)。

このような状況を踏まえ、2022年10月に外務省及び在アゼルバイジャン日本国大使館が主導し、カスピ海ルート活用に向けて、我が国官民調査団がカザフスタン及びアゼルバイジャンに派遣された。同年12月24日に開催された「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合においては、上記調査団派遣の結果を踏まえたカスピ海ルートの競争力強化に向けた協力の方向性について意見交換がなされ、今後も同対話の枠組みの中で議論を深めることが合意された。さらに、2023年3月16日に外務省主催のシンポジウムが東京で開催され、中央アジア5カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)及びアゼルバイジャン、ジョージアから関係者が参加して今後の我が国によるカスピ海ルートに関する協力の方向性を具体化

していくこととなった。

このような外交的イニシアティブを受けて、JICAは2023年6月に調査団をカザフスタン、アゼルバイジャン及びジョージアに、また2024年3月にトルクメニスタンに派遣し、カスピ海ルートの現状やボトルネックを調査した。その結果、税関保安分野の機材整備や能力強化、鉄道輸送や港湾施設のグリーン物流化への取り組みについての協力可能性が確認された。

さらにJICAは2023年11月から2024年3月にかけて「カスピ海ルート(中央回廊)物流機能強化に係る情報収集・確認調査」を実施し、上記の協力可能性について検討を深め、想定される協力の技術的・経済的妥当性や開発効果、案件の内容を具体的に検討するために必要な情報を収集した。

これらの取り組みの結果、カスピ海ルートの競争力を強化するためには、ルート全体や、重要な経由地点である港湾の効率的運営を通じたコスト及び所用日数の削減のほか、同ルートのグリーン化等を通じたマーケティング強化が重要であると確認された。

(別紙2「案件概要表」も参照のこと。なお、「案件概要表」と本紙「特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「特記仕様書(案)」の記載が優先される。)

第2条 業務の概要

アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、トルクメニスタンを対象とする今次研修に関して、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン²」(以下、「ガイドライン」)に示す研修業務のうち、「実施業務」および「受入業務(国内移動手配)」を実施する。これにより、研修員による、日本での物流効率化、グリーン化、港湾運営や港湾マーケティング等に関する取り組みの理解、習得を促す。また、物流事業者・物流関係者との意見交換や、参加者同士の意見交換の場を設け、その結果を踏まえてカスピ海ルートのオペレーション改善、マーケティング強化、競争力強化に向けて必要な対応策についての検討を支援するもの。

第3条 業務の目的

本業務は、複数国からなる研修参加者による今次研修を効率的・効果的な実現のために実施するものである。

第4条 業務の範囲

本業務は、「第3条 業務の目的」を達成するために「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

- (1) 今次研修の実施全般に関する事項
 - 1) 今次研修の目標は、研修が案件概要表に記載の目的を達成するための投入であることに鑑み<u>「講義及び視察等によって日本国内での物流効率化、グリー</u>ン化、港湾運営や港湾マーケティング等に関する取り組みを学ぶとともに、

² コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン | JICAについて - JICA

物流関係者や学識者との意見交換、さらには参加者同士の意見交換を通じて、 カスピ海ルートの物流効率化やグリーン化を通じたマーケティング強化について検討することで、研修員がカスピ海ルートのオペレーションの改善、さらには競争力強化を図るためのアクションプランを策定する。」を想定している。業務の実施に際しては、案件概要表に記載の目的の達成に資することを前提に、研修目標の変更も可能とする。

- 2) ガイドラインに示される今次研修の「受入業務(国内移動手配を除く)」及び「監理業務」は、JICA が別途業務委託し実施される。本業務では、JICA 及び当該業務受託業者と適時、調整・連絡・協議を行いつつ、研修実施に係る助言・支援等を行うほか、「第6条 業務の内容」に記載する業務内容に沿って実施する。
- 3) JICA は、今次研修の実施にあたって研修監理員(言語:ロシア語)を別途配置予定である。研修監理員は、研修員の引率や通訳、JICA・研修員・受注者の三者への各種伝達・連絡・報告・調整等を行う役割を担う。受注者は、研修監理員に対して研修の日程やカリキュラムを事前に共有する等、研修の円滑な実施に向けて、研修監理員と適宜連絡・調整を行いつつ業務を実施することとする。なお、研修監理員に係る費用(人件費、交通費等)は JICA 側で負担する。

(2) 研修員の主体性の醸成

本業務は、研修員が日本の知見・技術を得る機会を提供することもさることながら、研修員間の討論、日本の物流事業者・物流関係者との意見交換等を通して、研修員がカスピ海ルートにかかる課題を認識し、帰国後に問題解決を図る能力を向上させるにあたっての主体性を醸成することが重要である。受注者は、研修員の主体性を尊重し、参加国におけるカスピ海ルート強化に向けた課題と問題点を把握した上で、それぞれの研修員が必要とする能力を向上させ、研修員自ら今次研修の成果を活用できるように、研修内容を工夫するものとする。

(3) 外部機関等への研修依頼・調整

国土交通省宛に依頼状送付が必要となる組織(国土交通省本省、各地方整備局、各事務所、外局など)への依頼による研修を行う場合には、研修開始の2か月以上前に、JICA国内機関から国土交通省へ研修対応を検討するための基礎情報を連絡する必要がある。

受注者は、基礎情報となる研修全体の背景及び目的、国土交通省関連組織への対応依頼の背景及び目的、研修全体日程(案)、参加者の国籍、人数、所属先、高官の参加有無等の情報を収集し、JICA国内機関へ連絡する。

その後、国土交通省から講義・視察希望先の関係機関の担当者及び連絡先 の通知があり次第、これに従い関係機関との調整を開始するものとする。

(4) JICAが実施する招へい事業との連携

カスピ海ルートによる中央アジア〜欧州間連結性向上の受益国である中央アジア・コーカサス諸国(具体的な国は検討中、今次研修対象国以外を想定)を対象とした招へい事業をJICAが実施し、一部または全部の行程を今次研修に同行することを検討している。招へいが実施される場合には、招へい参加者が今次研修に同行する行程及び同行に当たっての必要な調整及び役割分担

についてJICAと協議の上決定し、実施する。なお、本件研修は港湾分野を主としていることから、研修内容の検討に際しては、あくまでも研修対象国を主なターゲットとして考えることとし、招へい事業で来日する各国(港湾を持たない国)については、オブザーバ的な参加とすることを想定している。

第6条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

業務の基本方針、方法、行程、手順、実施スケジュール、実施体制、要員計画、予算(費用内訳)等を検討し、業務計画書を作成する。なお、費用内訳の単価については、業務計画書にて承認済の単価から変更は原則認めない。

(2) 募集要項(英文)(案)の作成

在外事務所等を通じて相手国政府に送付する募集要項(General Information:以下、「GI」)(案)(英文)を作成する。なお、業務開始後速やかにGI(案)を作成し、JICA社会基盤部運輸交通グループ第二チーム及び国内機関(契約締結時に伝達予定)へ提出するものとする。

(3) 研修詳細計画書(案)の作成

ガイドライン「4. (4) 研修・招へい詳細計画(案)の作成」に基づき、研修開始の約2か月半前を目途に、研修目標及び研修項目、実施方法、講師・視察先及び時間等を検討の上、JICA社会基盤部運輸交通グループ第二チーム及び国内機関と協議し、研修カリキュラムや日程等を研修詳細計画書(案)としてとりまとめ、研修開始1か月半前を目途に確定する。その際には、下記「(6)本邦研修の実施」に記載の各事項を網羅する計画とする。なお、研修の想定規模は以下の通り。

実施回数	1回
対象者	対象各国で物流、港湾、海運政策(全てまたはいずれか)を所掌
	する担当省庁の行政官(準高級及び一般各1名)及びカスピ海ル
	ート上の港湾運営に携わる組織の職員(2名)で、ロシア語での
	研修参加が可能な者。
参加者数	16名(各国上記の4名ずつを想定)
研修日数	約12日(来日から離日まで)

(4) 研修参加者決定にかかる助言

ガイドライン「4. (2)研修候補者/招へい者の人選」に関し、必要に応じて協議に出席し、JICA国内機関に対して助言を行う。

(5) 研修実施準備

ガイドライン「4. (7)カリキュラム・日程調整」に関し、上記(3)のとおり作成する研修詳細計画書(案)にもとづき、講師の選定・確保や視察先

のアレンジ等を実施する³。これに付随して、講師や視察先に対して研修の背景・経緯や講義・視察の目的等の情報提供を行う。

なお、研修目標を達成するために、受注者が外部機関(省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGO等)または個人に講師等を依頼する必要がある場合、当該講義内容及び講師候補案の提案並びに講師の依頼に係る最終調整は受注者が行うこととし、講義謝金や原稿謝金等必要な経費を契約に含めるものとする。但し、第5条(3)に記載の国土交通省及びその関連組織等、制度上、正式な依頼をJICAが行う必要がある者についてはこの限りではない。謝金の支払やマイナンバーの適切な管理、源泉徴収等も受注者で行う。

(6) 本邦研修の実施

講義及び視察の内容を検討した上で、研修を実施する⁴。

1) カントリーレポート発表会及びグループディスカッションへの参加・補助 研修員が各国の状況について発表するカントリーレポート発表会に出席 し、情報収集する。また、カントリーレポート発表会後に実施するグループ ディスカッションのファシリテーションを行う。カントリーレポートはカントリーレポート発表会前に確認・分析し、必要に応じて研修員に修正を求めた上で、グループディスカッションの進め方や必要に応じたグループ分け等につき、研修実施関係者と協議・相談のうえ決定する。

2) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく講義を実施する。講義では、参加国におけるカスピ海ルート強化に向けた課題と問題点、またそれらへの取り組み状況を踏まえ、各国のニーズに合わせた講義内容を含めることとする。

講義で実施する項目は、日本の港湾政策(港湾運営の概論や運営方式を含む)、日本の港湾マーケティング、日本における港湾及び海運のグリーン化等を基本項目とする。講義の依頼先として、国土交通省港湾局や物流・自動車局、各港の港湾管理者、またカスピ海ルートを含む国際物流について知見を持つ大学研究者、カスピ海ルートによる輸送を実施または検討した本邦フ

_

³ 案件概要表に記載の通り、カスピ海ルートの強化にはコスト及び所要日数の削減のほか、同ルートのグリーン化等を通じたマーケティング強化が重要と考えられる。講師の選定に際しては、上記に関する政策を所管する国土交通省港湾局や物流・自動車局、各港の港湾管理者が想定される。加えて、カスピ海ルートを含む国際物流について知見を有する研究者を講師として提案すること。また、カスピ海ルートによる輸送を実施した経験を有する本邦フォワーダや荷主等、利用者の目線からの講義も有効と考えられるため、それら利用者も講師とすることが適切と判断される場合には提案すること。また、視察先については、効率化、グリーン化、マーケティング等を学ぶ上で参考となりうる取り組みを行っている港湾等を提案すること(現時点では、首都圏で海上コンテナ取り扱い且つカーボンニュートラルポート(水素活用を含む)の取り組みを行う港1箇所及び地方で海上コンテナ取り扱いを行う港1箇所の計2箇所を想定)。

⁴ 講義、視察、ディスカッション等を経て最終的にアクションプランの作成に至ることを想定しているが、短期間の研修で効率的に学びを得られるような行程を提案すること。また、本研修の副次的な効果として、研修員間でのネットワーク構築による帰国後の各国間連携強化を通じた国際物流効率化の促進、また日本企業に対するカスピ海ルートの広報などによる同ルートの利用促進を期待していることから、こういった点についても留意し提案すること。

ォワーダ、荷主等のリソース活用を想定している。

3) ディスカッション

講義で学んだ内容を踏まえ、研修員間でカスピ海ルートの効率化、グリーン化、マーケティング強化に向けた取り組みについての議論をファシリテートする。これを通じて政策策定能力を養い、帰国後、実務で活用することを狙いとして、研修員間でのディスカッション、日本の物流事業者・物流関係者との意見交換等を実施する。ディスカッションの実施にあたっては、講義を依頼したリソースの参加を求める等、研修内容を踏まえた議論を促進するための工夫を行う。

4) 視察

講義で得た知見に加え、国内の物流効率化、グリーン化、マーケティング強化に向けた取り組みに関する理解を深め、より実務に活用可能な知識・技術を習得できるよう視察プログラムを実施する。視察先としては、カスピ海ルート上の港湾に類似した状況にある港湾運営の実例、港湾及び海運における効率化・脱炭素化政策(カーボンニュートラルポート等)、港湾及び物流における効率化・脱炭素化技術(荷役機材等)等を基本項目とする。

5) アクションプランの作成指導・発表

カントリーレポートや各国における状況を勘案の上、各国の課題に合わせた アクションプランの作成を指導する。あわせて、各研修員の問題意識につい て研修員・研修実施関係者間で相互理解を深めるため、研修員が作成したア クションプランを発表する場を設け、討論及び評価を実施する。

- (7) 研修付帯プログラム(JICA が実施するプログラム)の日程調整 下記項目をJICA国内機関が実施するため、研修日程の調整を行う。
 - 1) ブリーフィング(滞在諸手続き)

所管国内機関が、来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についてのブリーフィングを実施する。実施時期は、通常、研修開始時の平日である。

- ジェネラル・オリエンテーション 今次研修ではジェネラル・オリエンテーションは実施しない。
- 3) 評価会・閉講式 (離日前)

JICA国内機関は、研修の効果を確認し今後の研修カリキュラムの改善の参考とするため、研修員からの意見を聴取する機会として、研修員、受注者、 JICA国内機関等の関係者の合同による評価会を実施する。

受注者は評価会に出席し、研修員による研修の評価を確認の上、報告書に記載する。また、JICAは閉講式を開催し、研修員に対して研修修了の証明として修了証書を授与する。評価会・閉講式の開催は、本邦研修の終了時に実施し、通常半日程度が必要となる。

(8) 報告書の作成及び関係報告会での説明

研修実施後に研修参加者リスト、参加国の二一ズ、研修結果を踏まえた改善策等について検討・整理する。また、研修内容の決定に係る経緯及びその結果について総合的に整理・評価し、研修の効果及び課題を業務完了報告書(案)に取りまとめる。また、JICA本部にて開催が予定される関係報告会において結果を報告するとともに、得た助言や意見を必要に応じ反映した業務

完了報告書を作成してJICAに提出する。

第7条 成果品等

(1) 報告書等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、業務完了報告書とする。なお、報告書の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

1) 研修詳細計画書(案)

記載事項:研修目標及び研修項目、実施方法、講師・視察先及び時間、等

提出時期:業務開始1か月後を目途 部 数:和文(電子データで送付)

2) 業務完了報告書

記載事項:研修実施結果、今次研修の成果等

提出時期:2026年3月9日

部 数:和文、英文5部(以上製本)、CD-R 2部(要約編他、各種資料

を含む)なお、内容の確認の時間を確保するため、提出日の1

か月前にドラフト版を電子データにて提出する。

(2) その他の提出物

1) 業務計画書

記載事項:業務の基本方針、研修支援内容・方法、調査内容・方法、実施

工程、要員計画、予算(費用内訳)等の具体案等

提出時期:契約締結後10営業日以内 部 数:和文(電子データで送付)

2) 募集要項(案)

記載事項: 今次研修の対象者、目的、期間、研修の内容(カリキュラム)、

応募方法、応募資格等

提出時期:研修実施3カ月前を目途 部 数:英文(電子データで送付)

3) 業務従事月報

記載事項:当該月の活動進捗状況、全体活動進捗、今後の予定、業務フロ

ーチャート、作業工程計画等

提出時期:各月

部 数:和文(電子データで送付)

4) 議事録等

必要に応じて外部機関等との調整、各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。

5) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データに収録し、収集資料リストを付したうえで業務終了後、JICAに提出する。インターネット上で収集した情報は、ソースのURLをリストに記載する。

第8条 経費確定方法および支払条件

- 1) 業務の対価(報酬):成果品の検査合格を以て、契約金額内訳書で定められた単価及び実績により確定する金額を支払う。
- 2) 直接経費:成果品の検査合格を以て、領収書等の証憑書類に基づく実費精算により確定する金額を支払う。

なお、受注者は、業務の実施において必要な場合、契約金額の40%を上限に前払を請求できる。前払を請求する場合は、前払請求書とともに、銀行による保証書等を取り付け、発注者に提出すること。

第9条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の 範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得る ことができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、 定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることがで きる。

別紙1:プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

別紙2:案件概要表

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

Nº	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	コンサルタントもしくは関連団体以外の外部機関または個人の講師選定・依頼に関すること。	第6条 (5)
2	講義及び視察の計画・実施に 関すること。	第6条 (6)

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名:アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、トルクメニスタン (ただしトルクメニスタンは現在要請取付中)

案件名: カスピ海ルートの価値向上(グリーン化)に向けた政策策定能力強化 Strengthening the capacity to formulate policies to enhance the value of the Trans-Caspian International Transportation Corridor (green logistics)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該地域における運輸・物流セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略を受けて、中央アジア・コーカサス地域から欧州への陸上輸送路として重要であったロシア経由ルートは、欧米諸国による対ロシア経済制裁等により不安定となっている。もう一つの陸上輸送路であるイラン経由ルートも、制裁や地域情勢に起因する不安定化リスクがある。また、コロナ禍終息以降の輸送の需給逼迫や、スエズ運河での事故や紅海における治安情勢の悪化を受け、海上輸送も不安定さを増している。このため、中央アジア・コーカサス諸国及び欧州間を連結する新たな物流路の開拓の必要性が高まっている。

かかる状況において、中央アジアからカスピ海を経由し、アゼルバイジャン及びジョージアに至り、さらに黒海やトルコへと連結するカスピ海ルート(中央回廊と呼称されることもある)は、ロシア経由ルートの代替として注目されている。他方、同ルートは鉄道による一貫輸送が可能なロシア経由ルートと比較して、カスピ海を渡る際に鉄道または車両から船舶への貨物の積み替えが必要であること、また通過する国の数が多いこと等から、輸送コストが高く、所要日数も長い。このため、ロシア経由ルートでの物流が不安定ながらも機能している状況においては、カスピ海ルートの競争力強化が急務となっている。なお、本邦物流業者に対するアンケート結果によれば、日本と欧州を結ぶ物流においても、コスト、リードタイム、輸送品質、カントリーリスク、基本的情報の欠如等が理由で、カスピ海ルートの利用は進んでいない(2023年5月、国土交通省「国際物流の多元化・強靱化に向けた調査事業」による)。

このような状況を踏まえ、2022年10月に外務省及び在アゼルバイジャン日本国大使館が主導し、カスピ海ルート活用に向けて、我が国官民調査団がカザフスタン及びアゼルバイジャンに派遣された。同年12月24日に開催された「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合においては、上記調査団派遣の結果を踏まえたカスピ海ルートの競争力強化に向けた協力の方向性について意見交換がなされ、今後も同対話の枠組みの中で議論を深めることが合意された。さらに、2023年3月16日に外務省主催のシンポジウムが東京で開催され、中央アジア5カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)及びアゼルバイジャン、ジョージアから関係者が参加して今後の我が国によるカスピ海ルートに関する協力の方向性を具体化していくこととなった。

このような外交的イニシアティブを受けて、JICAは2023年6月に調査団をカザフスタン、アゼルバイジャン及びジョージアに、また2024年3月にトルクメニスタンに派遣し、カスピ海ルートの現状やボトルネックを調査した。その結果、税

関保安分野の機材整備や能力強化、鉄道輸送や港湾施設のグリーン物流化への取り組みについての協力可能性が確認された。

さらにJICAは2023年11月から2024年3月にかけて「カスピ海ルート(中央回廊)物流機能強化に係る情報収集・確認調査」を実施し、上記の協力可能性について検討を深め、想定される協力の技術的・経済的妥当性や開発効果、案件の内容を具体的に検討するために必要な情報を収集した。

これらの取り組みの結果、カスピ海ルートの競争力を強化するためには、ルート全体や、重要な経由地点である港湾の効率的運営を通じたコスト及び所用日数の削減のほか、同ルートのグリーン化等を通じたマーケティング強化が重要であると確認された。これを踏まえ、当該分野における国別研修の実施について、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタンの各政府から要請が提出されたもの(トルクメニスタンは取付中)。

(2) 運輸・物流セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

2022年12月24日に開催された「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合の 共同声明では、会合に参加した各国閣僚は「日本の官民調査団による『カスピ 海横断国際輸送ルート』に関する調査結果について検討することに関心を表明 した」と発表された。また、2023年3月に発表された「自由で開かれたインド太 平洋(FOIP)の新たなプラン」の具体的取組例として「『カスピ海ルート』関 係国の連結性強化に資する支援」が挙げられている。さらに2023年5月のG7広 島サミットの首脳コミュニケでは、「我々は、『中央回廊』及び地域の繁栄と 強靭性を高めるための関連プロジェクトを含め、貿易やエネルギーの繋がり、 持続可能な連結性及び輸送を促進することを決意する。」と発表された。

対カザフスタン国別開発協力方針(2017年4月)では、重点分野「経済・社会インフラの整備」において「経済・社会インフラの整備を支援することで、カザフスタン全体の経済発展の基礎づくりを行い、地域間のバランスのとれた発展にも貢献する」と位置付けている。

対アゼルバイジャン国別開発協力方針(2021年1月)では、重点分野「経済インフラ整備」において「電力や物流網の改善は円滑な企業活動の基盤であり、 国内外の経済活性化に貢献すべく、エネルギー分野及び運輸分野のインフラ整備や維持管理能力強化を支援する」と位置付けられている。

対ジョージア国別開発協力方針(2022年12月)では、重点分野「安定した経済成長促進のための支援」において、「ソ連時代に整備されたインフラ設備の老朽化が進み、その劣化が経済成長のボトルネックとなっているため、政府は経済インフラの整備を進めている。安全性・開放性・経済性などのガバナンスを重視した持続可能で質の高いインフラの整備に対する支援を通じて安定した経済成長を促すとともに、国際社会全体が裨益できる連結性の強化に努める。」と位置付けている。本事業はこれら方針・分析に合致する。

なお、トルクメニスタンについては国別開発協力方針が定められていないが、「中央アジア+日本」対話等での議論においてはトルクメニスタンも対象となっており、同国を本事業の対象に含めることは日本政府の方針に合致する。

加えて、本事業は、グローバル・アジェンダ(運輸交通)の「グローバルネットワークの構築」に合致するほか、SDGsゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献するものである。

(3) 当該セクター/地域における他の援助機関の対応

EUは、2023年に欧州復興開発銀行(EBRD)に委託して「The EU-EBRD Study on Sustainable Transport Connections between Europe and Central Asia」を実施し、33件のインフラ整備と7件のソフト対策を提案。また米国国際開発庁(USAID)は「Trade Central Asia」プログラムにおいて、カザフスタンやウズベキスタン等における国境手続きの改善を通じた中央アジア域内の貿易促進に取り組んでいる。中国は、2023年5月に「中国・中央アジア首脳会議」を開催し、習近平主席の談話においては同首脳会議を契機に発展させるべき協力分野の1つとして連結性の深化を掲げ、カスピ海横断国際輸送回廊の建設支援を打ち出したほか、発表された「西安宣言」の中では「アクタウ港、クリク港、トルクメンバシ港等を経由するカスピ海経由ルートを含む中国ー中央アジアー欧州マルチモーダル回廊の建設」を掲げ、さらに中国・カザフスタン首脳会談の中でカスピ海横断国際輸送ルートの開発に関する覚書に署名した。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト/対象地域名 日本国内

(2) 事業実施期間

2025年2月~2026年3月を予定(研修1回、研修期間は約2週間)

(3) 事業実施体制 対象4か国の運輸省、港湾運営当局等

4. 事業の枠組み

(1) 目的

本事業は、本邦研修の実施によって日本国内での物流効率化、グリーン化、港湾運営や港湾マーケティング等に関する取り組みを学ぶとともに、物流関係者との意見交換や、参加者同士の意見交換を通じて、カスピ海ルートの物流効率化やグリーン化を通じたマーケティング強化について検討することで、中央アジア各国がロシアやイランを経由しない形で欧州に接続するカスピ海ルートのオペレーションの改善、さらには競争力強化を図るもの。

(2) 主な内容

- 日本国内における物流の効率化、グリーン化に係る取り組みを、講義や視察 を通じて学ぶ。
- カスピ海ルートにおいて貨物の積み替え地点として重要な港湾の運営及びマーケティングについて、日本での実例を講義や視察を通じて学ぶ。
- 欧州方面への貨物を取り扱うまたは取り扱う可能性のある日本の物流業者や 業界団体との意見交換を行い、荷主の視点でのカスピ海ルートの問題点、改 善点を把握し、効果的なマーケティング手法を検討する。日本の物流業者が 感じている、コスト、リードタイム、輸送品質、カントリーリスク、基本的情 報の欠如等の問題点を踏まえた率直な意見交換を実施する。
- 上記の各内容を踏まえ、各国の研修参加者の間でカスピ海ルートの利用促進 のために必要な施策や、各国間の協調の在り方について議論する。
- 以上を踏まえ、各国研修員がアクションプランを作成する。

なお、本件研修と連動する形で、本事業対象国以外の中央アジア・コーカサス諸国から関係者の招へいも想定する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。 (URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

類似業務:港湾、物流分野における技術協力案件、招へい、調査事業の経験

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - * 1)及び2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。
 - 3)作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ▶ 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
 - 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、 及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/○○)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域: <u>アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、トルク</u>メニスタン国及び中央アジア・コーカサス地域
- ② 語学能力:英語
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を 評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

- ・2025年2月の契約締結ののち、研修実施に向けた事前準備を開始する。その中で、机上調査及び日本国内でのインタビュー、ヒアリング等を通じた情報収集により、日本国政府およびJICAによるこれまでの取り組みの整理を行う。そのうえで、カスピ海ルートにおける課題を踏まえて有効な研修先、視察先を検討し、2025年6月頃を目途にGIおよび研修日程概要を提案する。
- ・研修日程について発注者と合意したうえで、具体的な研修準備を行い、2025年10月または11月頃を目途に研修を実施する(具体的な日程は発注者と調整する)。
- ・研修実施後(2025年1月下旬~2月上旬を目途)に業務完了報告書(案)を取りまとめてJICAに報告し、助言や意見を必要に応じ反映した業務完了報告書を3月上旬に提出する。

(2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約3.1人月

2) 渡航回数の目途 なし

現地渡航は想定していませんが、オンラインによる研修レビュー等の業務があります。

お知らせ:コンサルタント等契約における「国内業務主体」契約の定義及び名称の変更適用開始について(2023年3月23日)参照

https://www.jica.go.jp/Resource/announce/information/20230323.html

(3)配付資料/公開資料等

1) 配付資料

2023年6月 カスピ海ルート調査団報告書

2024年3月「カスピ海ルート(中央回廊)物流機能強化に係る情報収集・確認調査」報告書(案)巻頭資料

2024年3月「カスピ海ルート(中央回廊)物流機能強化に係る情報収集・確認調査」報告書(案)対象国における環境社会配慮に係る法制度等

2024年3月「カスピ海ルート(中央回廊)物流機能強化に係る情報収集・確

認調査」報告書(案)本紙 2024年4月 カスピ海ルート物流機能強化に係る情報収集確認調査 結果報告

2) 公開資料

「中央アジア+日本」対話・第12 回東京対話 「中央アジア・コーカサスとの連結性」 報告書

(http://www.gfj.jp/j/dialogue/230315_dr-jp.pdf)

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 10 月追記版))」(以下同じ)を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html)

(1) 報酬について

報酬単価(上限額)については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html (1201042_003.xlsx)

(2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま

す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

15,406,070円(税抜)

なお、定額計上分(直接経費分のみで 13,603,800 円 (税抜))については上記上限額には 含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。 また、上記の金額は、下記(4)別見積としている項目を含みません。なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費

上記の費目については、直接経費分のみならず一般管理費等も提示ください。 一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

(5) 定額計上について(該当する□にチェック)

図 本案件は定額計上があります(13,603,800円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確 定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる範	費用項目
				囲	
1	本邦研修にかか	第6条 業務の	13,603,800円	本邦研修にかかる	国内業務費
	かる	内容		経費及び出張旅費	
	経費 (講師謝金、	(6)本邦研修		(日当·宿泊 費)等	
	研修資料、実施	の実施			
	諸費等)				

一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を定額計上分でも適用します。

(6) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。 (千円未満切捨て不要)

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

必要な場合、JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.iica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙1:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験	6	3	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4	1)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)		3	
イ) ワークライフバランス認定	1		
2. 業務の実施方針等	(7	(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	6	0	
(2)要員計画/作業計画等			
ア)要員計画	5		
イ)作業計画	5		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)		
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理 グループ/体 制	
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/○○	(20)	(8)	
ア)類似業務等の経験	10	4	
イ)業務主任者等としての経験	4	2	
ウ)語学カ	4	1	
エ)その他学位、資格等	2	1	
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)	
ア)類似業務等の経験	ı	4	
イ)業務主任者等としての経験	_	2	
	_	1	
ウ)語学力			
ウ) 語学力 エ) その他学位、資格等		1	